

(12) 危機管理室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

危機管理室は、国立大学法人上越教育大学危機管理室規程に基づき、次の業務を行う。

- i) 危機管理に関する総括及び危機管理の円滑な推進に関する事項
- ii) 把握した危機を低減するための検討に関する事項
- iii) 把握した危機の管理に係る点検・評価及び改善に関する事項
- iv) 把握した危機の予防に関する事項
- v) その他危機管理に関し必要な事項

イ 組織の構成及び構成員等

危機管理室は、理事、副学長、事務局次長、各課・室長及び監査室長並びにその他学長が指名した者で構成し、学長が指名する理事又は副学長が室長、室長が室員のうちから指名する副室長、その他の者が室員として業務を行っている。

② 運営・活動の状況**ア 会議の開催状況**

令和元年度は、9回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 防災計画、防災マニュアル等の見直し
- ii) 緊急時における室員の参集
- iii) 危機管理規則の改正等
- iv) 新型コロナウイルス感染症に係る対応

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

- i) 第1回及び第3回においては、前年度の検討課題への対応として、危機管理体制の見直しを図り、防災計画、防止マニュアル等を見直すとともに、危機管理室の組織等についても見直しを行い、構成員及び緊急時の参集基準について改善を図った。
- ii) 第4回及び第9回においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務の取扱、学位記授与式及び入学式の取扱、附属学校における対応、令和2年4月入学の外国人留学生への対応、令和2年度前期授業等の開始に関する方針、その他関連事項に集中的に取り組んだ。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府が「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設立したことを踏まえ、3月30日に危機管理規則第7条の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る危機管理対策本部」を設置し、対応組織を強化した。